

令和7年度 長野県私立高等学校等奨学給付金

家計急変世帯への給付について

長野県では、保護者の収入が激減し、住民税所得割の合算額が0円世帯に相当すると認められた場合にも、奨学給付金を支給します。

なお、この奨学給付金は返済不要です。

1 支給対象者

次の全ての要件に該当する世帯

- (1) 対象となる高校生等が、次のいずれかを満たす者
 - ①平成26年4月1日以降に高等学校等就学支援金の支給対象校に入学し在籍していること
(高等学校等就学支援金の新制度が適用になる者)。
 - ②高等学校等就学支援事業補助金(専攻科への修学支援)の対象となる高等学校等専攻科に在籍していること。
- (2) 保護者等(親権者)が長野県内に住所を有すること(住民票を有していること)。
- (3) 保護者等の死亡、傷病、失職、廃業及び災害の影響等により家計が急変した世帯であって、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円相当となる見込みであること。

注意事項

- ① 1の「高校生等」には、次の者は含みません(支給対象外です)。ul style="list-style-type: none;"> - ア 特別支援学校の高等部に在学している者
 - イ 児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている者(母子生活支援施設の高校生等を除く)
- ② 災害などに起因しない離職(定年退職)は、家計急変の対象外です。
- ③ 次の場合は、長野県に申請できません。
 - ア 単身赴任等により保護者が他の都道府県に在住している(別居している)場合で、他の都道府県に申請を行っている場合(申請予定を含みます)
 - イ 7月2日以降に入学する者について、すでに他の都道府県(長野県教育委員会を含む)で同様の給付を受けている場合(申請を行っている場合を含みます)

2 対象高校生等 1 人当たりの支給額（年額）

区 分		支給額（年額）
① 生活保護（生業扶助）受給世帯		対象外
② 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 0 円相当である世帯 (上記の生活保護（生業扶助）受給世帯を除く)	通信制以外	1 5 2, 0 0 0 円
	通信制	5 2, 1 0 0 円
③ 専攻科在籍世帯であって道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 0 円相当である世帯		5 2, 1 0 0 円

※保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 0 円の世帯の高校生等において、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき 1 回に限り、1 人当たり 81,000 円を上記支給額に加算することができる。

(注) 家計急変が発生した日や申請日によって受け取れる金額が変わります。

(1) 7 月までに家計が急変したとき

ア 9 月末までに申請した場合→ 年額を支給

イ 10 月以降に申請した場合 → 年額×(申請した月の翌月から 3 月までの月数/12)を支給

(2) 7 月以降に家計が急変したとき

ア 9 月末までに申請した場合→ 年額×(急変が発生した月の翌月から 3 月までの月数/12) を支給

イ 10 月以降に申請した場合 → 年額×(申請した月の翌月から 3 月までの月数/12)を支給

3 資金使途

授業料以外の教育に必要な経費

「授業料以外の教育に必要な経費」とは下記のような経費が該当します。

修学旅行費、学習塾の費用、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA 会費、入学学用品費 等

4 給付金の支給

支給は年 1 回です。提出のあった口座振込依頼書に記載された申請者の口座に、年額を一括で振り込みます。

5 お問い合わせ先

長野県 県民文化部 県民の学び支援課 私学振興係

電 話：0 2 6－2 3 5－7 0 5 8（直通）

長野県外の私立高等学校等に在学する場合の申請方法

長野県以外に本校がある広域通信制高校等に在学する場合は、こちらの方法で申請してください。

1 申請書類入手方法

下記URL（長野県ホームページ）からのダウンロード

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ken-manabi/kyoiku/gakko/shiritsu/annai/kyufu.html>



2 提出書類

- (1) 長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請兼口座振込依頼書（様式第1号）

ただし、給付金の受領を申請者以外の第三者に委任する場合は、上記長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請兼口座振込依頼書（様式第1号）とともに長野県私立高等学校等奨学給付金口座振込依頼書兼委任状（様式第5号）を提出してください。

（注）依頼書（様式第1号）の表面の右上に赤字で「家計急変」と記載してください。

- (2) 振込先口座の通帳の写し

金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人（カタカナ）が記入されている部分を添付してください。

- (3) 在学証明書（要領様式5）

生徒が在籍する高等学校等で証明を受けてください。

- (4) 保護者等全員の令和7年度の課税証明書等（原本を提出してください。）

- (5) 家計急変の発生事由を証明する書類

例：離職票、解雇通知書、破産宣告通知書 等

- (6) 家計急変後の収入を証明する書類

例：会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細 等

- (7) 制服の再購入に応じて提出する書類

①制服が災害により喪失・毀損したことがわかる書類（罹災証明書等）

②再度、制服の購入が必要であることがわかる書類（通学する高等学校等による証明書等）

3 提出先

下記送付先へ申請書類一式を提出して下さい。

送付先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県 県民文化部 県民の学び支援課 私学振興係 宛

4 提出期限

家計急変発生後できる限り速やかに提出してください。

なお、最終期限は令和8年2月27日（金）消印有効です。

提出書類確認リスト

申請書を提出する前に、次のチェックリストでもう一度確認してください。記入漏れや添付書類に不備があると、申請書が受理できない場合があります。

1 長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請兼口座振込依頼書（様式第1号）

- ☐ 申請書に記入漏れはありませんか。記入例等を参考に確認をお願いします。
- ☐ 振込口座は、申請者本人（申請書の申請者欄に記入された方の名義）のものですか。
- ☐ 口座番号等がわかる部分の通帳写しを添付しましたか。
*金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が記載されている部分の写しが必要です。
- ☐ 申請書裏面の誓約事項について、内容を確認しましたか。確認の上、署名の漏れはありませんか。
- ☐ 長野県外の私立高等学校等に在学する場合、在学証明書は添付しましたか。

2 家計急変に関する書類

- ☐ 家計急変の発生事由を証明する書類を添付しましたか。
- ☐ 家計急変前と後それぞれの収入が分かる書類を添付しましたか。

3 長野県私立高等学校等奨学給付金口座振込依頼書兼委任状

（給付金の受領を生徒が在学する私立学校等の第三者に委任する場合のみ提出してください。）

- ☐ 給付金の受領を申請者以外の第三者に委任する場合は、長野県私立高等学校等奨学給付金口座振込依頼書兼委任状（様式第5号）を記入しましたか。

*申請書に記入された内容や添付書類にて、受給資格の判断ができない場合や記入内容に不明な点がある場合は、追加で書類の提出をお願いすることとなりますので、ご承知おき願います。